

任命拒否

菅義偉政権による日本学術会議への人事介入問題は、「学問の自由の危機」ととどまらず「総理大臣が法律を守れないなら、日本の法治主義の危機！」

“日本学術会議”は、戦争の反省の上に作られたものです。設立の経緯は、東京新聞記事から引用しますと、

平成 30 年 11 月 13 日付け、内閣府日本学術会議事務局名で作成された「日本学術会議法第 17 条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係について」とする文書では、次のとおりです。

1. 日本学術会議の沿革等について

(1)日本学術会議の設立経緯、設立趣旨等について

敗戦後の我が国が貧困な資洞、荒廃した産業施設等の悪条件を克服し、文化国家として再建すると共に、世界平和に貢献し得るためには、是非とも科学の力によらなければならないとの問題意識の下、従来、個々の研究においては優れた成果が必ずしも少ないとは言い得ないにも関わらず、その有機的、統一的な発達が十分ではなく、全科学者が一致協力して現下の危機を救い、科学の進歩に寄与し得るような体制を欠いていたことを省みて、全国科学者の緊密な連絡協力によって、科学の振興発達を図り、行政産業及び国民生活に科学を反映浸透させるための新組織を国の審議機関として確立することを我が国の科学振興の基本的な前提と位置付け、昭和 23 年 7 月に「日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号。以下「日学法」という。）」が制定され、昭和 24 年 1 月に日本学術会議が設立された。

左記政府の内部文書では、

3. 日本学術会議法第 7 条第 2 項に基づく内閣総理大臣の任命権の在り方についても書かれており、今回の菅政権による任命拒否という違法行為に至った根拠とされています。

内閣総理大臣による会員の任命は、推薦された者についてなされねばならず、推薦されていない者を任命することはできない。その上で、日学法第 17 条による推薦のとおり内閣総理大臣が会員を任命すべき義務があるかどうかについて検討する。

(1) まず、

①日本学術会議が内閣総理大臣の所轄の下の国の行政機関であることから、憲法第 65 条及び第 72 条の規定の趣旨に照らし、内閣総理大臣は、会員の任命権者として、日本学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使することができるものであると考えられること

②憲法第 15 条第 1 項の規定に明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理からすれば、任命権者たる内閣総理大臣が、会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならないことからすれば、内閣総理大臣に、日学法第 17 条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられる。（文書全体は、東京新聞 HP で紹介されています）

多くの学者が危機感を表明！

浅倉むつ子・早稲田大学名誉教授 「政府のいいなりになる学者ばかりが育つ社会は発展しない。本当の被害者は国民全体です」。このほか、佐藤学・学習院大学特任教授、内田樹・神戸女学院大学名誉教授などなど。

東海村とのかかわりも深い、尊重すべき学術会議の役割

1954 年 4 月 3 日、日本初の原子力予算 2 億 3500 万円が成立、これをうけ日本学術会議は、原子力研究の遂行に遺憾ないよう努力すべきと、2 つの決議を可決しました。

1 つは、ピキニ事件に言及し、原爆実験の禁止について世界各国の科学者の協力を求める、

2 つは、平和目的の原子力の研究について

いわゆる原子力研究の 3 原則、公開、民主、自主の実行を求め、後に原子力基本法にとり入れられ、日本の原子力開発利用の基本方針とされました。

※1956 年 4 月 6 日、日本原子力委員会が国内初の原子力研究所建設予定地を東海村に決定しました。